

平成 2 1 年第 2 回美郷町議会定例会

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 2 1 年 3 月 6 日 (金曜日) 午前 1 0 時開議

議案審議 (質疑 ~ 討論 ~ 表決)

- 第 1 議案第 2 号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 第 2 議案第 3 号 町道の認定について
- 第 3 議案第 4 号 町道の廃止について
- 第 4 議案第 5 号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 6 号 美郷町地域活性化基金条例の制定について
- 第 6 議案第 7 号 美郷町ラブホテル等建築規制条例の制定について
- 第 7 議案第 8 号 美郷町肉用牛導入基金条例の一部改正について
- 第 8 議案第 9 号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 第 9 議案第 1 0 号 美郷町防災行政無線施設設置条例の制定について
- 第 1 0 議案第 1 1 号 美郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 第 1 1 議案第 1 2 号 美郷町学友館条例の一部改正について
- 第 1 2 議案第 1 3 号 指定管理者の指定について
- 第 1 3 議案第 1 4 号 指定管理者の指定について
- 第 1 4 議案第 1 5 号 指定管理者の指定について
- 第 1 5 議案第 1 6 号 指定管理者の指定について
- 第 1 6 議案第 1 7 号 指定管理者の指定について
- 第 1 7 議案第 1 8 号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額について
- 第 1 8 議案第 1 9 号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について
- 第 1 9 議案第 2 0 号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額について
- 第 2 0 議案第 2 1 号 平成 2 0 年度美郷町一般会計補正予算第 8 号
- 第 2 1 議案第 2 2 号 平成 2 0 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号
- 第 2 2 議案第 2 3 号 平成 2 0 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第 5 号

第 2 3 議案第 2 4 号 平成 2 0 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 4 号

第 2 4 議案第 2 5 号 平成 2 0 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 5 号

第 2 5 議案第 2 6 号 平成 2 0 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆一 君	4番	熊谷 隆一 君
5番	鈴木 良勝 君	6番	中村 利昭 君
7番	中村 美智男 君	8番	深澤 均 君
9番	武藤 威 君	11番	森元 淑雄 君
12番	熊谷 良夫 君	13番	齊藤 新一郎 君
14番	澁谷 俊二 君	15番	泉 繁夫 君
16番	吉野 久 君	17番	深沢 義一 君
18番	高橋 正治 君	19番	戸澤 勉 君
20番	飛澤 龍右工門 君	21番	高橋 猛 君
22番	伊藤 福章 君		

欠席議員（1名）

10番 戸沢 藤一 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	副 町 長	佐々木 敬治 君
収 入 役	坂本 昇一 君	総 務 課 長	深澤 廣 君
企画財政課長	小原 正彦 君	税 務 課 長	藤原 茂夫 君
住民生活課長	高橋 潔 君	総合サービス課長	草薙 正子 君
福祉保健課長	辻 一志 君	農 政 課 長	照井 智則 君
商工観光交流課長	小林 宏和 君	建 設 課 長	鈴木 隆 君
出 納 室 長	深澤 章一 君	農業委員会会長	渡 邊 調 君
農 業 委 員 会 長	小野寺 光廣 君	教 育 委 員 長	佐藤 孝 君
農 事 務 局 長		学 務 課 長	高橋 薫 君
教 育 長	後松 順之助 君	幼 児 教 育 課 長	澁谷 陽嗣 君
社会教育課長	泉谷 隆雄 君		
代表監査委員	久米 力 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	深澤 克太郎	庶 務 班 長	鈴木 邦子
主 査	武田 浩之	兼 議 事 班 長	

開議の宣告

議長（伊藤福章君） おはようございます。

10番戸沢藤一君から欠席の届け出があります。

定刻並びに出席議員が定足数に達していますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

議案第2号の質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第1、議案第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第2号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第2号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、原案のとおり決しました。

議案第3号の質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第2、議案第3号 町道の認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第3号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第3号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 町道の認定については、原案のとおり決しました。

議案第4号の質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第3、議案第4号 町道の廃止についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第4号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第4号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 町道の廃止については、原案のとおり決しました。

議案第5号の質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第4、議案第5号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第5号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第5号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。よって、議案第5号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

議案第6号の質疑、討論、表決

議長(伊藤福章君) 日程第5、議案第6号 美郷町地域活性化基金条例の制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。9番武藤 威君。

9番(武藤 威君) 説明受けましたけれども、平成21年度に9,100万円取り崩すということですが、もうちょっと掘り下げて説明いただければと。どういうことで、根拠とでもいいですか、その辺、もうちょっと詳しく聞きたいんですけれども。3億何ぼ入ってきて、9,100万円、今回取り崩すということのようすけれども、その辺、もうちょっと詳しく、どういうことから割り出したか、そこだけ聞きたいんです。

議長(伊藤福章君) 総務課長。

総務課長(深澤 廣君) 答弁いたします。

今回、町に交付される金額は3億401万2,000円でございます。そのうち、3割を上限として基金として積み立てし、平成21年度に執行してもよいということでありまして。それに基づいて9,100万円、基金として積み立てたいというものでございます。(「わかりました」の声あり)

議長(伊藤福章君) 9番、よろしいですか。

16番吉野 久君。

16番(吉野 久君) 関連して質問しますが、これは国の第2次補正予算でつけられたことだと思いますけれども、そういう制度だと認識しておりますけれども。普通、基金に積み立て

るということは、基金というのは目的を持って使うためのお金だと理解しております。平成21年度、これを取り崩して使うわけですが、これは一般財源として自由に使えるような、そういうようなお金になるのでしょうか。それとも、やはり目的を持って使うような形になるのでしょうか。

議長（伊藤福章君） 総務課長。

総務課長（深澤 廣君） 取扱は一般財源でございますが、国で交付する、使途について一定の条件がございます。その条件の範囲内で使えるということになります。

議長（伊藤福章君） 16番吉野 久君。

16番（吉野 久君） それでは、その条件の方を教えてくださいませんか。

議長（伊藤福章君） 総務課長。

総務課長（深澤 廣君） 地域活性化生活対策臨時交付金につきましては、そのメニューがたくさん示されてございます。そのメニューに沿った内容であればよいというのが、まず条件ということになります。

議長（伊藤福章君） 総務課長。そのメニューは。

総務課長（深澤 廣君） 済みません。実はメニューがたくさんございまして。

議長（伊藤福章君） ほとんど一般財源かな。

総務課長（深澤 廣君） わかりました。

それでは、メニューがたくさんございますが、例えばこんなものという形で説明させていただきます。

大きく分けて、地方再生戦略というものがございまして。この中では、建設業の活力の再生とか、農山漁村の活性化と農林水産業の再生とか、このようなものがございまして、この中で町に合致するものを拾い上げているという考え方で予算措置してございます。

議長（伊藤福章君） 16番、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第6号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第6号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。よって、議案第6号 美郷町地域活性化基金条例の制定については、原案のとおり決しました。

議案第7号の質疑、討論、表決

議長(伊藤福章君) 日程第6、議案第7号 美郷町ラブホテル等建築規制条例の制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第7号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第7号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。よって、議案第7号 美郷町ラブホテル等建築規制条例の制定については、原案のとおり決しました。

議案第8号の質疑、討論、表決

議長(伊藤福章君) 日程第7、議案第8号 美郷町肉用牛導入基金条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第 8 号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 8 号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 号 美郷町肉用牛導入基金条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

議案第 9 号の質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第 8、議案第 9 号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第 9 号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 9 号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、議案第 9 号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

議案第 10 号の質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第 9、議案第 10 号 美郷町防災行政無線施設設置条例の制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第10号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第10号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。よって、議案第10号 美郷町防災行政無線施設設置条例の制定については、原案のとおり決しました。

議案第11号の質疑、討論、表決

議長(伊藤福章君) 日程第10、議案第11号 美郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。9番武藤 威君。
9番(武藤 威君) 少し幼稚な質問になると思いますがけれども、今回、団員の定数の場合は改正しても差し支えないという説明でございますけれども、一体、消防団員の定数はどういうところからですか。例えば人数からいうものだけか、地域に何人とかという、そういう取り決めとか、何か消防法とか、何かありましたら、その辺、掘り下げてもうちょっと説明していただきたいと思います。

議長(伊藤福章君) 住民生活課長。

住民生活課長(高橋 潔君) ご説明申し上げます。

定数、任免、給与等ということでございまして、消防組織法において定義、規定されているところでございますが、団員を定める場合、消防力の指針というものが示されておまして、消防ポンプ1台当たり10名の団員を確保する。それと、地域の避難誘導のために団員を確保するという規定がございます。そのような規定と照らし合わせまして、十分に消防機能として、美郷町としてできるということでございまして、改正しても支障がないという判断でございます。以上です。

議長(伊藤福章君) 9番武藤 威君。

9番(武藤 威君) ちなみに、その消防ポンプですけれども、それを配置する単位とでもいいですか、それはどういうところからきていますか。もしあれだったら後でもいいです。

議長（伊藤福章君） 9番、資料、後で示すそうですので。（「後でいいです、わかりました」の声あり）

ほかに。7番中村美智男君。

7番（中村美智男君） この条例改正によって、36名の団員が不足になるということですが、今現在の団員数はどれくらい、何人くらいいますか。

議長（伊藤福章君） 住民生活課長。

住民生活課長（高橋 潔君） 420名でございます。

議長（伊藤福章君） 7番、よろしいですか。7番中村美智男君。

7番（中村美智男君） という中で、条例改正は448人となっておりますが、そうすると、先ほど、ポンプ1台に10名という団員数ということでしたけれども、これはそうすれば満たしていないことでしょうか。

議長（伊藤福章君） 住民生活課長。

住民生活課長（高橋 潔君） 分団数は14個分団ございまして、各分団においてただいまの基準を満たしている分団もございまして、1個分団だけ、10名以上はありますが、避難誘導にかかわる分の基準を満たしていない分団もございまして、14個分団が相互に不足分を補う形で一つの組織として活動しておるところでございます。

議長（伊藤福章君） 7番、よろしいですか。（「はい」の声あり）

20番飛澤龍右工門君。

20番（飛澤龍右工門君） ただいまいろいろ武藤議員あるいは中村議員からご質問いただきましたけれども、いずれ、今420名の団員がおるということでございますけれども、町長もこれからは機動力を発揮した消防にするという状態でございますけれども、実際に住民課長の説明によりますと、多い分団と少ない分団があるという状況でございます。そういう中で、まず、いずれ分団の、もしわかっていれば人員をお願いしたいということと、もし、武藤議員の後で資料を提示するのも結構でございますけれども。それから、この後、機動力を発揮するために、どういう方向で示していくのかもひとつ説明お願いしたいと思います。

議長（伊藤福章君） 住民生活課長。

住民生活課長（高橋 潔君） ただいま1点目の少ない分団でございますが、定員30名に対し、現員19名という分団がございます。その分団が足りないことですが、他の分団との共同によって補っておるという点でございます。

それから、機動力のことに关してでございますが、平成20年から5カ年計画でまちづくり交付金事業によりまして、防災行政無線の整備、それから、防災資機材車、年次計画によりまして、15台導入予定でございます。それから、防災センターの建設をこれも年次計画によりまして整備してあるという状況です。

ほかに、要望関係におきまして自主防災組織を本年度立ち上げまして、地域住民と消防団が連携をとりまして、なお一層の防災対策をしていくというところでございます。

議長（伊藤福章君） 20番飛澤龍工門君。

20番（飛澤龍工門君） 今、自主防災組織を立ち上げるという状況でございましたけれども、いずれ、これは多分ボランティア組織的なものになると思いますけれども、これを要するに防災、まず、未然に防ぐということと、もし災害が起きたときにはどういう形で誘導するような状況もあると思いますけれども、これをもし立ち上げたときに、消防団員との兼ね合いはどのような方向に示していくのでしょうか。

議長（伊藤福章君） 住民生活課長。

住民生活課長（高橋 潔君） 消防団は上位法の消防法とか消防組織法の規定によりまして定められておりまして、災害防御等に関しては、地方公務員法の特別職に当たりまして、それなりの保障、手当も示されているところでございます。また、自主防災組織は地域の皆さんの一つのボランティアといたしまして、地域のことは、自分たちのことは自分たちで守るという意思のもとで行っているわけでございます。

実際の災害に際した場合においては、災害防御等は消防団の役目となるわけでございますが、それ以外のこと、例えば避難誘導でありますとか、要援護者の支援でありますとか、炊き出しでありますとか、そういう消防団以外のことに対しまして、地域の方々が自主防災組織として守っていくというところでございます。

議長（伊藤福章君） 20番、よろしいですか。（「わかりました」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第11号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第11号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。よって、議案第11号 美郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

議案第12号の質疑、討論、表決

議長(伊藤福章君) 日程第11、議案第12号 美郷町学友館条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。9番武藤 威君。

9番(武藤 威君) 特別展示をやるために徴収するというこのようでございますけれども、これまでも、特別な展示ということはどういうことかわかりませんが、これまでやったことがないのか。それともまたこの後、例えば1年にどの程度のどういうものを何回ぐらいやるとか、そういう目標とかを立てた上での徴収なのか。ただ、それとも今の時代、少しぐらいもらってもいいということで入館料をとるのか。そこのあたり、もうちょっと掘り下げて説明願います。

議長(伊藤福章君) 社会教育課長。

社会教育課長(泉谷隆雄君) 学友館の特別展示事業でありますけれども、これはこれまでずっと多いときで年に4回、少ないときでも2回は実施してきております。毎年、定例的に行っているのは仙北地域展ということで、仙北地域の方々が県展で入選以上の賞を授賞された方々の作品を全部学友館に集めまして、その展示は毎年行っております。そのほかに、絵画展とか、それから、前回、去年であれば町の収蔵品、所蔵品の展示とか、そういった形で例年実施しております。

今回の改正の関係でありますけれども、展示事業を実施する際に、やはり作品によっては、経費がかかる。その展示によって経費が大分違ってくるわけでありまして、今回、特別記念事業といたしまして、永田 萌さんの作品展示を予定しておりますけれども、そうなりますと、数百万円の経費がかかりますので、応分の入館料をいただいた上で行いたいということでございます。

議長(伊藤福章君) 9番、よろしいですか。(「はい」の声あり)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤福章君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第12号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第12号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号 美郷町学友館条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

議案第13号の質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第12、議案第13号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。9番武藤 威君。

9番（武藤 威君） この議案から次々と続くようですけれども、指定管理者を、13号の場合は4年間ということのようですけれども、指定管理者に頼むという場合、4年なら4年、3年なら3年というようなことを決めることに対して、どういう面から見て、それこそ根拠とでも言いますか、決めているものか、その辺を、取り決めの際、どういう過程でこういう何年というものを決めるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（伊藤福章君） 農政課長。

農政課長（照井智則君） ただいまのご質問にお答えいたします。

指定管理者の期間設定についてでございますけれども、これには施設の設置した目的、それらの達成に要する期間ということで、一つ、それを根拠としてございます。それから、指定の選定に当たりまして、これまでの指定管理してきた団体、そこと協議いたしまして、どの程度の期間が本来の目的達成に最も有効な期間かということで、1年ではあまりにも短過ぎると。それから、5年では長過ぎると。そういう中で、指定を申請する団体、それらの意向を十分踏まえまして、最も効果が上がる期間といたしまして3年間を設定してございます。

議長（伊藤福章君） 9番、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。16番吉野 久君。

16番（吉野 久君） 公募によらないで指定することができるということで、今回は全部公募に

よらないで指定しておりますけれども、公募することによって、やはり指定される管理者の姿勢ということが違う場合もあるとは思いますが、ここら辺、非常に難しい問題だなとは思いますが、確かに今回指定される管理者といえますのは、非常に設立当時からそれを目的にしたような団体もございますし、町が出資している団体もございます。ただ、そういう団体であっても、やはり公募して指定されることによって、私は管理する姿勢が違ってくるのではないかなと思いますが、そこら辺はどう考えておりますか。

議長（伊藤福章君） 農政課長。

農政課長（照井智則君） ただいまのご質問にお答えいたします。

指定管理者制度の本来の趣旨というのは、今、議員ご指摘のとおりでございます。ただ、先般の12月の条例改正によりまして、指定の公募によらないでもできるということの根拠、理由といたしまして、五つあるかと思えます。

一つ目は、設置目的の達成のための団体のこれまでの歩み、努力。それらと、二つ目といたしまして、設立の経緯、今まで、住民なりがそれぞれ、設立に町なりが関与してきている。それから、三つ目といたしまして、これまでの管理状況。それから、四つ目といたしまして、地域の貢献度。それから、五つ目といたしまして、将来へのさまざまな団体の展望。それらを総合的に勘案しますと、指定管理の公募によらなくても十分目的が達成できるということで、今回の公募によらない旨としてございます。以上です。（「わかりました」の声あり）

議長（伊藤福章君） 16番、よろしいですか。（「いいです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。21番高橋 猛君。

21番（高橋 猛君） 今回、5件が指定管理者の更新という形で、今、公募によらない選定をされたわけでありますが、このことに異議があるわけではありませんが、たまたま、今回の更新時期ということもあって、監査を受けられた、その写しをもらいました。その中で、監査委員から、指定管理者に任せているものが多く、報告書に対する適切な指導、監督が十分に行われないうちに思われるということでありますとか、また、個別の指摘事項においては、30日以内に事業報告書を提出しなければならないが、提出していないところもあるとか、あるいは、協定書の施設概要の一部に設置条例と一致していないものが見られるとか、いろいろとご指摘を受けられているようであります。せっかく代表監査委員もおられますので、監査委員の方からつけ加えることなり、また、所感等ありましたら伺いたいと思っておりますけれども。

議長（伊藤福章君） 久米代表監査委員。

代表監査委員（久米 力君） 指定管理期間中に一度は町の監査委員が監査をするという、自治法によって規定されております。それによって、今回実施いたしました。それによって、今、議員さんからご指摘のありましたような指摘事項もありまして、何件か個別事項を指摘させていただきました。中には、会計規則、そういうものが整備されていないというところもあたりということ、それは立ち会いの所管課にも嚴重に話をしております。

それから、もう1点としましては、チェックリスト、これについては所管課によって、チェックシートが、内容が統一化されておらないというものもありましたので、そこら辺をきっちりと、評価についてのマニュアル化、それから、制度の導入にかかわる基本方針、そこら辺をきっちり隣接市町村の例にならって検討されたいということ、を今回指摘させていただきました。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 21番、よろしいですか。21番高橋 猛君。

21番（高橋 猛君） ただいまの監査委員の指摘ありましたように、担当課がいろいろあるというようなこともあって、マニュアルが統一化されていないということがあられるようです。そのことは監査委員も指摘しておりますので、やっぱりそういうことは心がけてやっておくべきではないかなというふうに思います。

それともう一つ、検討されたい事項に指定管理者の選考委員会のメンバーのことを指摘されております。メンバーを見てみますと、執行者の副町長を初めとして内部のメンバーで構成されているというようなことも指摘を受けておまして、一部、外部の識見者も委員に加えることが必要ではないかなという意見もあります。この件に関しては、私もそのように感じるわけですが、このことについて伺いたいと思います。

議長（伊藤福章君） 町長。

町長（松田知己君） このたびの監査を踏まえて、その監査の指摘事項を重く受けとめて、今後検討してまいりたいというふうに思います。

議長（伊藤福章君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第13号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第13号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号 指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

議案第14号の質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第13、議案第14号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第14号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第14号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号 指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

議案第15号の質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第14、議案第15号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第15号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第15号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号 指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

議案第16号の質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第15、議案第16号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第16号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第16号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号 指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

議案第17号の質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第16、議案第17号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第17号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第17号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号 指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

議案第18号の質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第17、議案第18号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第18号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第18号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額については、原案のとおり決しました。

議案第19号の質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第18、議案第19号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第19号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第19号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。よって、議案第19号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額については、原案のとおり決しました。

議案第20号の質疑、討論、表決

議長(伊藤福章君) 日程第19、議案第20号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第20号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第20号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。よって、議案第20号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額については、原案のとおり決しました。

議案第21号の質疑、討論、表決

議長(伊藤福章君) 日程第20、議案第21号 平成20年度美郷町一般会計補正予算第8号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。8番深澤 均君。

8番（深澤 均君） 105ページの学校給食費のところの説明でお伺いしたいわけですがけれども、給食費10円を値上げするというので、その要因は、材料費高騰というような説明でございましたけれども、ここで減額補正されている、それとの関連の意味合いのところをちょっとご説明いただければなと思っております。

議長（伊藤福章君） 学務課長。

学務課長（高橋 薫君） 値上げの方は来年度からということで、これは平成20年度補正でございますので、今回には影響いたしておりませんので、今回の減額につきましては、行事等により、食日数が減になったということでございます。以上です。

議長（伊藤福章君） 8番深澤 均君。

8番（深澤 均君） 材料費が値上がりしているの、給食費の運営が厳しくなっているというような状況の説明だったと思いますけれども。提案したときにはそういうお話だったと思いますけれども、間違っておりますか。

議長（伊藤福章君） 学務課長。

学務課長（高橋 薫君） 値上げは平成21年度から値上げをしたいということでお話をいたしました。今回の補正は、平成20年度補正でございますので、単価的には変わりございません。よろしいでしょうか。（「わかりました。済みません」の声あり）

議長（伊藤福章君） よろしいですか。（「はい、失礼しました」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。7番中村美智男君。

7番（中村美智男君） 83ページの2款1項12目の定額給付金についてですけれども、定額給付金の基準日というのは2月1日ということであります。例えば2月1日以降に生れた新生児、赤ちゃん、ほかの方を例にとって大変申しわけないわけですがけれども、三種町では、年度内に生れた方には自主財源を使っても支給するというような形で新聞に載っておりました。そういう考え方はありますか、ひとつお願いします。

議長（伊藤福章君） 町長。

町長（松田知己君） 定額給付は国の制度ですので、町では国の制度にのっとってやるつもりです。ただ、生れた赤ちゃんに対しては、今現在、町単独の事業として乳幼児育児支援金を交付していますので、その部分では、ほかの自治体ではやっていない、やっているところもあるかもしれませんが、町として独自でやっていますので、あわせてご理解ください。

議長（伊藤福章君） 7番中村美智男君。

7番（中村美智男君） ついでにもう1点伺います。

ということは、基準日が2月1日ということでございますけれども、例えば2月1日以降に亡くなった方は支給対象になるのかどうか。

議長（伊藤福章君） 住民生活課長。

住民生活課長（高橋 潔君） 基準日が2月1日でございます。2月1日までに住民基本台帳に登録されている方は対象になります。よって、それ以降に亡くなられた方でも2月1日に登録されている方は支給対象になるということでございます。

議長（伊藤福章君） 7番、よろしいですか。（「わかりました」の声あり）

ほかに。16番吉野 久君。

16番（吉野 久君） 97ページの下水道費についてお伺いいたしますけれども、国・県の補助金1,831万1,000円が設置数が少ないということで減額になっているんですけれども、歳入の時点で国・県の補助金を合計しますと900万円ほどなんです。ですから、多分、これは前年度の繰越明許分が含まれてのことだとは思いますが、実際に今年度は何基を予定していて、結局、結果的に何基になったのか。まず、それを説明をお願いします。

議長（伊藤福章君） 建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） お答えいたします。

繰越分も含めまして110基の予定でございました。それで、実績は72基となっております。

議長（伊藤福章君） 16番吉野 久君。

16番（吉野 久君） もう1点お伺いいたしますけれども、下水道事業、来年度で終了すると。下水道事業をかつて予定していた県道角六線沿い、また、国道沿いは合併浄化槽で対応するというようになっておりますけれども、今年度、その地域で合併浄化槽の実績はありましたでしょうか。

議長（伊藤福章君） 建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） お答えいたします。

1件の、1世帯の申し込みがありましたけれども、結果的には取り下げられましてゼロとなっております。

議長（伊藤福章君） 16番、よろしいですか。（「はい」の声あり）

17番深沢義一君。

17番（深沢義一君） 91ページ、6款1項3目19節ブランド品目作付支援事業費補助金100万円の増額ということで補正出ていますが、説明の中に1万8,900平米というふうに伺っておりますが、

このブランド品目のどのような品目が伸びたのかということと、それから、伸びるに当たって、おおむねということでもよろしいんですが、これまで取り組んできた方々が面積を拡大していったのか、あるいは全く新たにやられた方も多かったのか、その点をお聞きしたいと思います。お願いいたします。

議長（伊藤福章君） 農政課長。

農政課長（照井智則君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回のブランド品目の作付支援事業の対象者は17名でございます。一番多かった作物がアスパラで5人で1万820平米、次に、トマトが4人2,190平米、続きまして花きが2人で5,500平米、そのほかメロンが2人、菌床シイタケが3人、モロヘイヤが1人となっております。それから、実際の取り組み状況でございますけれども、これにつきましては、一つの法人を含みまして、あと、2名の方が新しく取り組んでございます。それ以外は継続の拡大でございます。（「わかりました」の声あり）

議長（伊藤福章君） よろしいですか、17番。（「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。9番武藤 威君。

9番（武藤 威君） 72ページのリリオスの目的外利用ということですがけれども、旧仙南の方々はわかると思いますけれども、リリオスは一応体育施設だと私は思っておりますけれども、その辺ちょっと、例えば目的外利用というのはどういうものがあるのか。

それから、二つ、三つありますが、一度に言います。

それから、81ページの乗合タクシーの運行委託料ですがけれども、これはどういう形で補助しているのか、その辺もお聞きしたいと思います。

それから、ごみ置場、集積場所も大体と思うけれども、まだ、要望があるかどうか。そして、例えばこの後も、例えば分別方法とか、そういうものを考えてやっているのか、この形で進んでいくのか、その辺を聞きたいと思います。

それから、93ページの白鳥の保護の管理費の減額ですがけれども、なるほどわかりますけれども、ただ、今、鳥インフルエンザということで、えさを与えないという形でありますけれども、私が館にたまに行くときがありますけれども、本当に、見るも無残な白鳥とでもいうか、半分ばかり黒鳥になっている、例えば雪にネズミでも穴をあけたように。ただ、あれを子供たちがどういう形で見ているのかなと思ったりすればぞっとすると。見るも無残、目を隠したくなるような、そういう形で、やはり、これは子供たちの教育、特に、小学校に入れば何とかわかると思いますけ

れども、やはり、幼稚園あたりの場でも、子供たちにそれなりに言い聞かせておかなければ、子供の心に何か障害が出てくるのではないかなと思ったりして、いつも感じるわけで、ことしの冬何回か見てきましたけれども。その辺、何か手だてしなければ、例えばあの辺、看板までいなくても、チラシでもいいし、それとも幼稚園あたりで教えるとか、そういうこともちょっと手助けやらなければ、子供たちの心に傷がつくのではないかなと思ったりしましたので、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（伊藤福章君） 社会教育課長。

社会教育課長（泉谷隆雄君） お答えします。

リリオスでありますけれども、これは総合体育館ということで、特定地区公園事業で建設されたものでございます。ただ、社会体育関係にも使われる要素がかなり高いわけで、現在は、教育委員会の方に管理の方を委任されておる形になっております。予算の目的外使用の2万2,000円ありますけれども、これは敷地内で露天商の方々がアイスクリームとか、そういった販売をした際の使用料でございます。

議長（伊藤福章君） 総務課長。

総務課長（深澤 廣君） 二つ目の乗合タクシーの運行委託料の件についてでございますが、基本的にはこのような形になります。まず、お客さんからの依頼があつて、1回走りますと、業者に対して3,000円支払うということになります。ただ、お客さんが乗りますので、お客さんの負担が、例えば1人400円、2人乗れば800円という形になりますので。当初は、この件についての説明ですが、1人乗れば400円、2人乗れば800円。3,000円補償ですので、例えば2人乗った場合800円、料金として上がりますので、町からは2,200円補助するという形になります。そういう考え方のもとでこの金額を算出してございます。

議長（伊藤福章君） 住民生活課長。

住民生活課長（高橋 潔君） 続きまして、ごみ集積施設の補助でございますが、平成20年度におきましては、7基が補助対象になってございます。この事業は、設置費の3分の2補助いたしまして、20万円を限度とするということございまして、平成21年度においても、平成20年度同様予算措置計上してございます。それから、2月1日現在、町内のごみ集積施設の設置数ですけれども、332基が設置されております。以上です。

議長（伊藤福章君） 商工観光交流課長。（「今後もこの形でやっていくかと聞いたんだけど、お願いします」の声あり）

住民生活課長。

住民生活課長（高橋 潔君） 大変申しわけありません。2点目のご質問でございますけれども、本年度、分別関係に関しまして地区ごとに違いがあるということがございまして、来年度に実施に向けた方向性を本年度中に協議してまいりたいという計画でございます。（「わかりました」の声あり）

議長（伊藤福章君） 商工観光交流課長。

商工観光交流課長（小林宏和君） 白鳥の地域への補助金の部分についてお答えしたいと思います。

昨年、鳥インフルエンザによりまして県からも通達がございまして、地域との協議により補助金を削減したものでございます。これまで、来たため池については水をやっていないということで、白鳥は飛来していないということでございました。ただ、田んぼ等に白鳥がえさをとるため、住みつきまして汚くなっていると。その子供への影響ということの部分につきましては、教育長からご答弁させていただければ……。 （「ちょっと待った」の声あり）

議長（伊藤福章君） 武藤 威君。

9番（武藤 威君） 今、課長、恐らく私より町内を把握していない声だと思えます。実は、私、本当、1週間に1回ずつ回って歩いておりますけれども、私の今言ったのは、今、課長の答弁と私の聞いたのと意見が合わないということですが、確かに、苗代とでもいいですか、田んぼあとみたいな、お堀に、さすが白鳥は迷わず、去年生れた鳥だか、だれだかわかりませんが、水、もと、たまっているところ、下にわずかに水があるということで、思い切り、白鳥の肩というのはどこまでだかわかりませんが、体半分あたりまで刺さって、そういう穴がずとずとあいている、そして、えさを探しているという、みじめな姿をこの一冬、白鳥が来てから、今ころはいなくなったかもしれませんが、ずっと、私、1週間に1回ごと、見て歩きまして、本当に見るに忍びない姿で、これを子供たちが見たならばどのような気をおこすのだろうと思えば質問したわけですので。別に、ただのといえはいんだか、沼でなく上の方にももちろん穴はあいておりましたけれども、ちょっと、課長の言っているのと、私の質問と、ちょっと食い違いがありますけれども、いずれ、課長、わからないでそういう答弁したと思えますけれども、いずれにせよ、そういう形でございますので、絶対、あれは子供に傷がつくと。

実は、こういうところでは悪いですが、私の孫も2人いますけれども、毎年連れていきましたけれども、ことしはとてもしゃなくて、かわいそうで連れていけませんでした。と

いうことは、あちこちからそういうお客さんも来ておりましたし、ことしも知らないで見に行った方もあったと思いますけれども、あれはあまりいい情景でないなと思ったことから、質問しましたので。その辺のこと、教育長から一言、お願いします。

議長（伊藤福章君） 教育長。

教育長（後松順之助君） せっかくのご指名でありますので、お答えさせていただきます。

今回の鳥インフルエンザに関して、子供たちに学ばせたいことが少なくとも二つはあろうかと思えます。一つは、たとえ、これは幼稚園児であろうが、やっぱり人間として知っておかなければいけないことは、防御意識であろうかと思えます。この防御意識はかわいいとか、ペット的なことではとても済むものじゃなくて、全国規模で展開していかないと、やはり、病気は防げないという、そういう緊急の事態であるということも一つ知る機会ではないかなと思えます。2点目として、確かに白鳥の姿は美しいわけでありましてけれども、野生の動植物が持つ本来のたくましさ、そうしたものも教えるいい機会ではないかなと思っているところであります。

ただし、手法としましては、立て看板なり、あるいはチラシなりで、こういうことでありましたということは、やっぱりお知らせすべきであったなと、今、考えているところであります。いずれ、子供たちにはペット的な飼い方よりは、町の教育としましては、たくましい子供を育てるために野生のたくましさをやはり姿で教えたいと、こういうところであります。

議長（伊藤福章君） 町長。

町長（松田知己君） 先ほど、住民生活課長がごみの分別について、今年度中に各地区の違いについて、今後どうするか、方針を固め、来年度の実施に向けてというような話をしましたが、平成21年度中に各地区の違いを今後どうするかを定め、仮に現在と違う形で実施するのであれば、平成22年度からの実施を目指してという形でありますので、答弁を訂正させていただきます。

議長（伊藤福章君） 9番、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。20番飛澤龍右工門君。

20番（飛澤龍右工門君） 92ページ、お願いします。

5目の農村整備費でございますけれども、ここに13節に委託料がございます。農村管理業務委託料ですけれども、これに関しては、私どもも地域で農村公園を管理しておりますけれども、ここに三角の5万8,000円という金額が出ておりますけれども、この部分については、町で直接管理しているものか、そこら辺、お願いしたいと思えます。

議長（伊藤福章君） 建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） お答えいたします。

農村公園につきましては、約24カ所、各集落に委託しまして管理をお願いしています。ただ、町で管理する部分もありまして、それらの支出が不用となったものを減額しているものでございます。

議長（伊藤福章君） 20番飛澤龍右工門君。

20番（飛澤龍右工門君） そうすれば、町で管理しているというその業務的な内容を、もし、できれば教えてもらいたいですけれども。

議長（伊藤福章君） 建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） 集落に委託できない部分の草刈りとか、そういうものが主になってございます。

議長（伊藤福章君） 20番飛澤龍右工門君。

20番（飛澤龍右工門君） 集落に委託ができない草刈りということは、ちょっと私どもにしてみれば、公園管理している者の立場からすれば、何か納得のいかない回答ではないですかと思えますけれども。

議長（伊藤福章君） 建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） お答えいたします。

農村公園、それから、そのほかに児童遊園地、都市公園などがございまして、それぞれの公園につきましては、集落の要望によりましてできたものなどがございます。それらについては町、集落に管理をお願いしております。例えば六郷地区などにおきましては、農村公園にあっても町が管理するという部分がございまして、それらのことでございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 20番、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第21号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第21号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。よって、議案第21号 平成20年度美郷町一般会計補正予算第8号は、原案のとおり決しました。

これにて10分間休憩します。

(午前11時02分)

(午前11時12分)

議長(伊藤福章君) 議案第11号の答弁を住民生活課長からさせます。住民生活課長。

住民生活課長(高橋 潔君) 先ほどは大変申しわけございませんでした。

消防力の基準という、消防庁が告示を示しているものがございます。昭和36年に制定されたものでございますが、その第2章に整備にかかわる指針ということで、第4条に消防ポンプの数を規定したものがございまして、市街地を制定いたしまして、市街地というのは密集地でございますが、その密集地を制定したところに、消防の小型ポンプを設置するということになっております。その設定に当たっては、人口とか、地勢とか、道路事情とか、建築物とか、構造等を総合的に勘案して密集地を設定するという規定になってございまして、それに従いまして、ポンプ台数を示しております。詳細では、別表の形で人口でありますとか、密集地の規定とか、事細かに書かれてございまして、それによりまして消防ポンプの口数という表記でございまして、それが幾ら必要かという規定に従いまして、消防ポンプの台数を町村に配備しているという現状でございます。以上でございます。

議長(伊藤福章君) 9番、よろしいですか。9番。

9番(武藤 威君) 恐らく、その4条のその数値に該当しているということで配置していると思っておりますので、ありがとうございました。

議案第22号の質疑、討論、表決

議長(伊藤福章君) 日程第21、議案第22号 平成20年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第22号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第22号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。よって、議案第22号 平成20年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号は、原案のとおり決しました。

議案第23号の質疑、討論、表決

議長(伊藤福章君) 日程第22、議案第23号 平成20年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第5号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。11番森元淑雄君。
11番(森元淑雄君) 3項1目15節の工事請負費であります。20万円ほどの増額となっておりますが、これはたしか畑屋地区の工事費増と伺いましたが、まず、それについて伺いたいと思います。

議長(伊藤福章君) 建設課長。

建設課長(鈴木 隆君) お答えいたします。

畑屋地区の簡易水道事業の整備につきましては、今年度完了となる予定でございます。3工区におきまして工事を完了するに延長が少し延ばさなければいけないということで、工事費の増額ということをお願いするものでございます。

議長(伊藤福章君) 11番森元淑雄君。

11番(森元淑雄君) 畑屋地区の3工区は、たしか当初工期が10月31日から2月27日までとなっているように伺っております。今回、変更で約150メートルぐらい、工事費が180万1,000円ぐらいと伺っておりますが、これはこのぐらいの工事量のことでしたら、二、三日、もしくは1週間ぐらいあればできたはずであると私は思っておりますが、それは工期の10月31日に発注したにもかかわらず、地元の説明会が1カ月以上になってしまったということで工事がおくれて、12月のこ

る取りかかったように見受けておりますが、この間、なぜ、地元の住民の方々に説明がおくれたのか、伺います。

議長（伊藤福章君） 建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） お答えいたします。

住民の方々への説明会がおくれたということのご質問だと思いますけれども、まず、発注しまして、いろいろ業者との打ち合わせ等を行いまして、それからの説明会となったものでございます。その説明会につきましては、やはり、今、考えますと、もう少し迅速にやるべきだったというふうに考えておりますので、その点、どうかご理解をいただきたいし、また、今後はそのようなことがないようにしたいというふうに考えております。

また、3工区の工期につきましては、工事の増もありまして、工期も若干延長したという経緯がございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 11番森元淑雄君。

11番（森元淑雄君） これ以上は申しませんが、やはり、水道班の体制の改善を課長がされるべきではないかというふうに思っておりますので、課長の方にはよりよい改善をお願いしたいと思います。これで終わります。

議長（伊藤福章君） ほかに質疑ありませんか。4番熊谷隆一君。

4番（熊谷隆一君） この予算に直接のことではありませんけれども、この前、質疑にもありましたように、水道未設置地区にアンケートが来ました。この前に説明をいただいたわけですが、町の基本的な考えといいますが、将来方向について、これまでも町長のいろいろな施政方針等、水に関するいろいろな考えの中に含まれておられるのかもしれませんが、背景と町全体としてどのようにしていきたいという、その基本的な考え等についてお伺いいたします。

議長（伊藤福章君） 建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） お答えいたします。

まず、美郷町の水道につきましては、11施設ございます。この水道の施設また管理運営につきましては町がやっておりますけれども、それぞれの料金体系も違っております。これから、施設も老朽化してきますと大規模な修繕も必要になるということからすれば、今後、補助事業で対応するためには上水道でなければならないということが定められておりまして、上水道となれば給水人口で5,001人以上にならなければならないということがございます。そうなったときに、現在では対応できないということもありまして、今後はそれらの統合ということもひとつ考えていか

なければならないと。それから、今、水道の未普及地域ですけれども、約2,600戸を対象に今アンケート調査をしております。そのアンケート調査につきましては、やはり今後の美郷町の水道のあり方ということを検討し、そして、整備をするために住民の方々のご意見を伺いたいということで調査しているものでございます。いずれ、今後、それらのことを踏まえながら、美郷町として一番いい水道の状況を検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 4番、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第23号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第23号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号 平成20年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第5号は、原案のとおり決しました。

議案第24号の質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第23、議案第24号 平成20年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第24号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第24号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。よって、議案第24号 平成20年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号は、原案のとおり決しました。

議案第25号の質疑、討論、表決

議長(伊藤福章君) 日程第24、議案第25号 平成20年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第25号についてこれより採決いたします。

お諮りいたします。議案第25号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。よって、議案第25号 平成20年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号は、原案のとおり決しました。

議案第26号の質疑、討論、表決

議長(伊藤福章君) 日程第25、議案第26号 平成20年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第26号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第26号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。よって、議案第26号 平成20年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、原案のとおり決しました。

散会の宣告

議長(伊藤福章君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

3月9日午前10時本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午前11時25分)

